

○ 総務省令第百四号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第三項（同法第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

総務大臣 林 芳正

行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令

行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
(公示送達の方法)		
<p>第五条 法第五十一条第三項に規定する総務省令で定める方法は、審査庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同項に規定する旨（第一号において「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（審査庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 審査庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p> <p>三 前項の規定は、法第六十一条において準用する法第五十一条第三項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、前項各号に記載以外の部分中「審査庁」とあるのは「处分庁」と、「同項」とあるのは「法第六十一条において準用する法第五十一条第三項」と、同項第一号中「審査庁」とあるのは「处分庁」と読み替えるものとする。</p>	〔新設〕	
<p>第六条 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	第五条 〔同上〕	

附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。